

# 浦幌町福祉有償運送運営協議会設置要綱

平成17年9月20日  
浦幌町告示第49号

## (設置)

第1条 NPO等の非営利団体によるボランティア輸送としての有償運送(以下「福祉有償運送」という。)の必要性並びに福祉有償運送の実施に伴う安全の確保及び旅客の利便の確保について協議するため、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、浦幌町福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行い、意見を取りまとめる。なお、再協議は、第3条第6項により指定された者により行う。

- (1) 福祉有償運送に係る地域内の必要性等に関する事項
- (2) 福祉有償運送に係る輸送の安全確保及び旅客の利便の確保等に係る事項
- (3) 福祉有償運送に係る輸送活動における利用者からの苦情、事故等に関する事項
- (4) その他、福祉有償運送に関する事項

## (組織)

第3条 協議会は、委員若干名をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 福祉有償運送に係る利用者
- (2) 福祉有償運送に係る関係機関及び団体長が指名する職員
- (3) 福祉有償運送に係る行政機関(町長が指名する職員、帯広運輸支局長が指名する職員)
- (4) 地域住民の代表
- (5) 学識経験者その他町長が認める者

3 協議会には、会長及び副会長を置き、委員の中から互選する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 会長は、福祉有償運送に係る地域内の必要性等の協議において、協議が整わなかった場合の調整を行う委員をあらかじめ指定する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、関係団体及び行政機関の中から委嘱された者は、その在職中とする。

## (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

## (庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉課が行うものとする。

## (報酬及び費用弁償)

第7条 委員が会議等に出席したとき又は公務により旅行したときは、非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例(昭和31年浦幌町条例第19号)別表その他の委員会・協議会の委員に相当する報酬及び費用弁償を支給する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮ってこれを定める。

## 附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。